

特別委員会の設置について

1. 特別委員会の名称

石垣市自治基本条例に関する調査特別委員会

2. 特別委員会の任務

条例制定段階での市民参加や周知のあり方等が指摘され、いまだにいくつかの不備が見られることから、第3条の基本理念に則り調査研究する。

3. 調査権限

本議会は、上記2. に掲げる事項の調査を行わせるため、地方自治法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 期間

審査終了まで。

なお、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中も審査することとする。

5. 特別委員会の人数

本特別委員会委員の数は10人とする。